

公益社団法人
柏原市シルバー人材センター

〒582-8555
柏原市安堂町1番55号
電話：072-972-1583
FAX：072-971-8892
ホームページアドレス



事務局だより

令和4年度 第4号

<https://www.kashiwara-sjc.net>

あけましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年4月に柏原市シルバー人材センターの事務局長に就任して、はや9カ月が過ぎ、初めての新年を迎えました。昨年も新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が繰り返された一年でした。

さて、今年卯年です。ウサギはその跳躍する姿から「飛躍」、「向上」を象徴するものとして親しまれてきました。今年こそは、新型コロナウイルスの感染が終息し以前のような賑わいが戻ることを切に願うとともに、シルバー人材センターもウサギのように飛躍できるよう努めたいと思います。また、今年10月からインボイス制度が始まります。シルバー人材センターと会員の皆さんにとって大変重要な制度です。別紙の「必読！ 図解 インボイス制度について 仕事がなくなるかも!？」を良く読んでいただき、ご理解いただきますようお願い申し上げます。今年も会員拡大及び業務拡大、加えて安全就業を目指して事務局一同頑張っまいりますので、会員の皆様方の一層のご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局長 脇田 直行

令和5年度の年会費（2,500円）納入について

《就業中の会員の方》

○1月分の配分金が2,500円以上ある会員の方は、2月20日（月）の配分金から会費を天引きします。

④就業中の会員で、退会を希望される方は事務所へ連絡をお願いします。

《未就業の会員の方》

○必ず3月31日（金）までに事務所にてお支払いください。

④就業が無くても年会費はお返しできません。

なお、退会される方は、必ず3月31日（金）までに退会届を事務所に提出してください。

◇配分金の確定申告について◇

・会員の方が就業してセンターから支払われる配分金は所得税法上「雑所得」になり、確定申告をする必要があります。

・令和4年分の配分金の額が55万円を超える方には、ハガキにて配分金支払証明書を1月23日（月）以降に郵送します。

・配分金の額が55万円以下の方で配分金支払証明書が必要な方は事務局までご連絡ください。

☆確定申告についての詳細は八尾税務署（☎072-992-1251）へお問い合わせください。

※令和4年分とは、令和4年1月分（令和4年2月18日振込分）から令和4年12月分（令和5年1月20日振込分）までです。



今年も笑顔で!! 『交流会』参加者募集!!

- 日時：1月13日(金) 午後1時30分から1時間程度
- 場所：シルバー人材センター 2階会議室
- 内容：今年も笑顔で!! ~シルバー人材センターに期待すること言いたい放題~
☆ハーモニカ演奏♪(幸&イエローバンド)があります。
- 対象者：会員さんなら誰でもOK。参加費無料。
- 定員：15名
- 申込み：1月10日(火)までに事務局まで電話で申し込んでください。
- ※お持ちの方は「組織活動カード」をご持参ください。



未就業会員対象に除草清掃作業を実施



今年度の未就業会員に対して、就業へのきっかけとなればと、12月12日と19日

に上市公園で除草清掃作業を行いました。

両日とも安全就業推進員の指導の下、2時間程度、公園内の除草と清掃作業を行いました。

会員を募集しています!

柏原市シルバー人材センターでは、60歳以上の経験豊富な人材を募集しています。

お知り合いの方で、短時間でも働く意欲のある方がおられましたら、ぜひ、ご紹介ください。

なお、入会説明会は毎月第2水曜日です。

ご希望の方は事前にお電話か事務所へお越

しください。お待ちしております。



スマホ講習会を開催しました

高齢者向けスマホ講習会を試験開催しました。シルバー人材センター2階会議室で、12月7日、13日、21日

の3回開催された講習会には、延べ30人が参加しました。なお、2月に再度開催する予定です。



いたに萬幸堂さんの人気おせんべいセットを会員特別価格で販売します!

★6種類セット 1,490円→会員価格1,200円
(玉子小判・亀甲せんべい・たんさんカルルス・おからせんべい・甘酒せんべい・ピーナッツせんべい)



(写真は6種類セット)

★4種類セット 670円→会員価格600円
(ちいさな亀甲・たんさんカルルス・味のたより・豆乳S.E.N)

※セット内容は、変更になる場合があります。

購入を希望される方は、1月20日(金)までに事務局へ申し込んでください。

年末年始の事務所休業期間のお知らせ

☆令和4年12月29日(木)から令和5年1月3日(火)まで☆

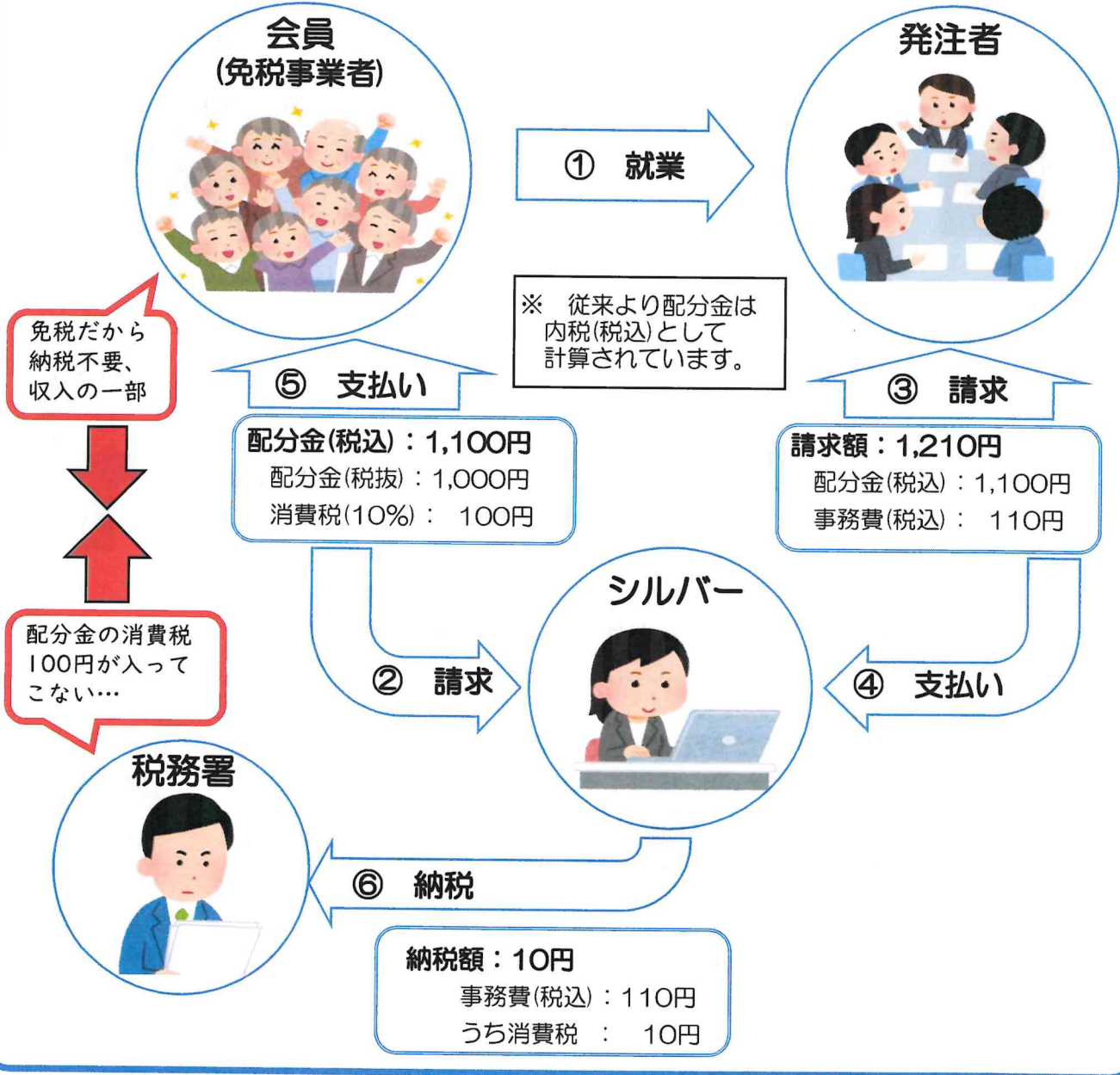
履行確認書を事務所へ持参される会員さんは、速やかに提出してください!

必読!

図解 インボイス制度について

仕事が
無くなるかも!?

令和5年9月まで インボイス制度実施前
(配分金：1,100円の就業をした場合)



● 会員と消費税の関係は？

- ① 就業 会員は発注者のところで就業します。
- ② 請求 会員はシルバーに履行確認書(就業報告)を提出し、配分金(税込)を請求します。
- ③ 請求 シルバーは発注者に対し、「配分金+事務費」(税込)を請求します。
- ④ 支払い 発注者はシルバーに「配分金+事務費」(税込)を支払います。
- ⑤ 支払い シルバーは会員に配分金(税込)を支払います。
- ⑥ 納税 納税します。
シルバーは事務費の消費税を納税する。
会員は配分金の消費税を受け取っている。
しかし会員は免税事業者なので、消費税の納税は不要。収入の一部となる。

(裏面に続く)

令和5年10月以降 インボイス制度実施後

税務署



配分金の消費税100円も
シルバーが納税しなさい!

会員と税務署に二重で払ったら
シルバーの収入が無くなってしまう…!

シルバー



● インボイス制度による問題点とは？

シルバーが消費税を納税するときの計算は下記のとおりです。

(発注者からの) 受消費税 — (会員への) 支払消費税 = (シルバーが) 納税する消費税

先ほどの事例の場合、このようになります。

(発注者からの) 受消費税 110円 — (会員への) 支払消費税 100円 = (シルバーが) 納税する消費税 10円

しかし、インボイス制度が施行されると、会員（免税事業者）に支払っている支払消費税もシルバーが代わりに納税するよう要求されます。つまり…

(発注者からの) 受消費税 110円 — (会員への) ~~支払消費税 100円~~ = (シルバーが) 納税する消費税 110円

これでは、シルバーの事務費はすべて消費税として持っていかれてしまいます。シルバーは収入が無くなってしまいます。

● それではどう対応するのか？

シルバーが収入を維持するには、このどちらかしかありません。

- ① 会員の配分金からシルバーが納税する分を天引きする。
- ② 発注者への請求にシルバーが納税する分を上乗せする。

①の方法は、下請法や独禁法、最低賃金の関連から問題があります。

従って、現在のところ②を実施する方向で準備を進めておりますが、発注者にとっては値上げ要求となるので、**就業量を減らされたり、打ち切られるかも**かもしれません。

会員の皆さんにはこの状況をご理解の上で、ご協力くださいますようお願いいたします。

